

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 532-0012 大阪市淀川区木川東3-5-21
第三丸善ビル7-G
住所 小原工業株式会社
代表取締役 河田 泰弘
代表者氏名 ^{フリガナ}
電話番号 TEL 06-6195-1229
FAX番号 FAX 06-6195-1292
メールアドレス k.kougyo-main@eos.och.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 日

届出者 〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-5-21
氏名又は名称 第三丸善ビル7-G
住 所 小原工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 河田 泰弘

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	コハラコウギョウ カブシキカイシャ 小原工業株式会社		
住 所	〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-5-21 第三丸善ビル7-G		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 河田 泰弘		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
電話番号 FAX番号 事業所及び事業所の 住所	06-4701-7867 06-4701-7868 大阪市淀川区 西船場2-1-8	TEL 06-6195-1229 FAX 06-6195-1292 〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-5-21 第三丸善ビル7-G	R2.7.1

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市淀川区木川東三丁目5番21号第三丸善ビル7階G号室
小原工業株式会社

会社法人等番号	1200-01-037618		
商号	小原工業株式会社		
本店	大阪市住之江区西住之江二丁目1番8号	平成16年 3月16日移転	平成16年 3月16日登記

	大阪市淀川区木川東三丁目5番21号第三丸善ビル7階G号室	令和 2年 2月 1日移転	令和 2年 2月 4日登記

公告をする方法	官報に掲載してする。	平成28年10月21日変更	平成28年10月21日登記

会社成立の年月日	昭和29年3月24日		
目的	<ul style="list-style-type: none"> 1 管工事業 2 消防施設工事業 3 土木工事業 4 建築工事業 5 大工工事業 6 左官工事業 7 とび・土工工事業 8 石工事業 9 屋根工事業 10 造園工事業 11 タイル・れんが・ブロック工事業 12 鋼構造物工事業 13 鉄筋工事業 14 舗装工事業 15 しゅんせつ工事業 16 板金工事業 17 ガラス工事業 18 塗装工事業 19 防水工事業 20 内装仕上工事業 21 機械器具設置工事業 22 建具工事業 23 水道施設工事業 24 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成17年 4月 7日変更 平成17年 4月 8日登記</p>		
発行可能株式総数	8万8000株		

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万株	平成16年 9月28日変更
		平成16年 9月28日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金2500万円	平成16年 9月28日変更
		平成16年 9月28日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成28年10月21日変更	平成28年10月21日登記
役員に関する事項	取締役 <u>河田成彦</u>	平成18年12月30日重任 平成19年 1月12日登記
	取締役 <u>河田真彰</u>	平成21年 5月29日河田 成彦の名変更 平成21年 6月 4日登記
	取締役 <u>河田真彰</u>	平成28年12月15日重任 平成29年 6月21日登記
	取締役 <u>井上幸益</u>	平成18年12月30日重任 平成19年 1月12日登記
	取締役 <u>井上幸益</u>	平成28年12月15日重任 平成29年 6月21日登記 平成29年 5月25日辞任 平成29年 6月21日登記
	取締役 <u>河田泰弘</u>	平成31年 3月25日就任 令和 1年 7月 3日登記
	取締役 <u>河田真知子</u>	平成31年 3月25日就任 令和 1年 7月 3日登記

	取締役 水内陽平	平成31年 3月25日就任 令和 1年 7月 3日登記
	取締役 東條裕也	平成31年 3月25日就任 令和 1年 7月 3日登記
	大阪市北区樋之口町1番20-405号 代表取締役 河田真彰	平成28年10月21日就任 平成28年10月21日登記
	大阪市北区樋之口町1番20-405号 代表取締役 河田真彰	平成28年12月15日重任 平成29年 6月21日登記
		令和 1年 6月20日辞任
		令和 1年 7月 3日登記
	大阪府箕面市粟生間谷東6-7-3 代表取締役 河田泰弘	令和 1年 6月20日就任 令和 1年 7月 3日登記
	支店	1 大阪市淀川区加島一丁目36番JR西日本開発株式会社敷地内鉄道高架下施設
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年 4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 5月14日

大阪法務局
登記官

正井 義一



定 款

小原工業株式会社

平成28年10月21日 変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、小原工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事業
- 2 消防施設工事業
- 3 土木工事業
- 4 建築工事業
- 5 大工工事業
- 6 左官工事業
- 7 とび・土工事業
- 8 石工事業
- 9 屋根工事業
- 10 造園工事業
- 11 タイル・れんが・ブロック工事業
- 12 鋼構造物工事業
- 13 鉄筋工事業
- 14 舗装工事業
- 15 しゅんせつ工事業
- 16 板金工事業
- 17 ガラス工事業
- 18 塗装工事業
- 19 防水工事業
- 20 内装仕上工事業
- 21 機械器具設置工事業
- 22 建具工事業
- 23 水道施設工事業
- 24 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8万8000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券及び100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者またはその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第11条 株式の分割、併合または株券の毀損または汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に請求者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第18条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

第4章 取 締 役

(取締役の員数)

第20条 当会社は、取締役1名以上を置く。

本書の原本と相違の点を証明します。

令和2年7月2日

〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-5-21
第三丸善ビル7-G

小原工業株式会社

代表取締役 河田 泰弘



大阪市淀川区木川東3-5-21 第三丸善ビル



前面道路

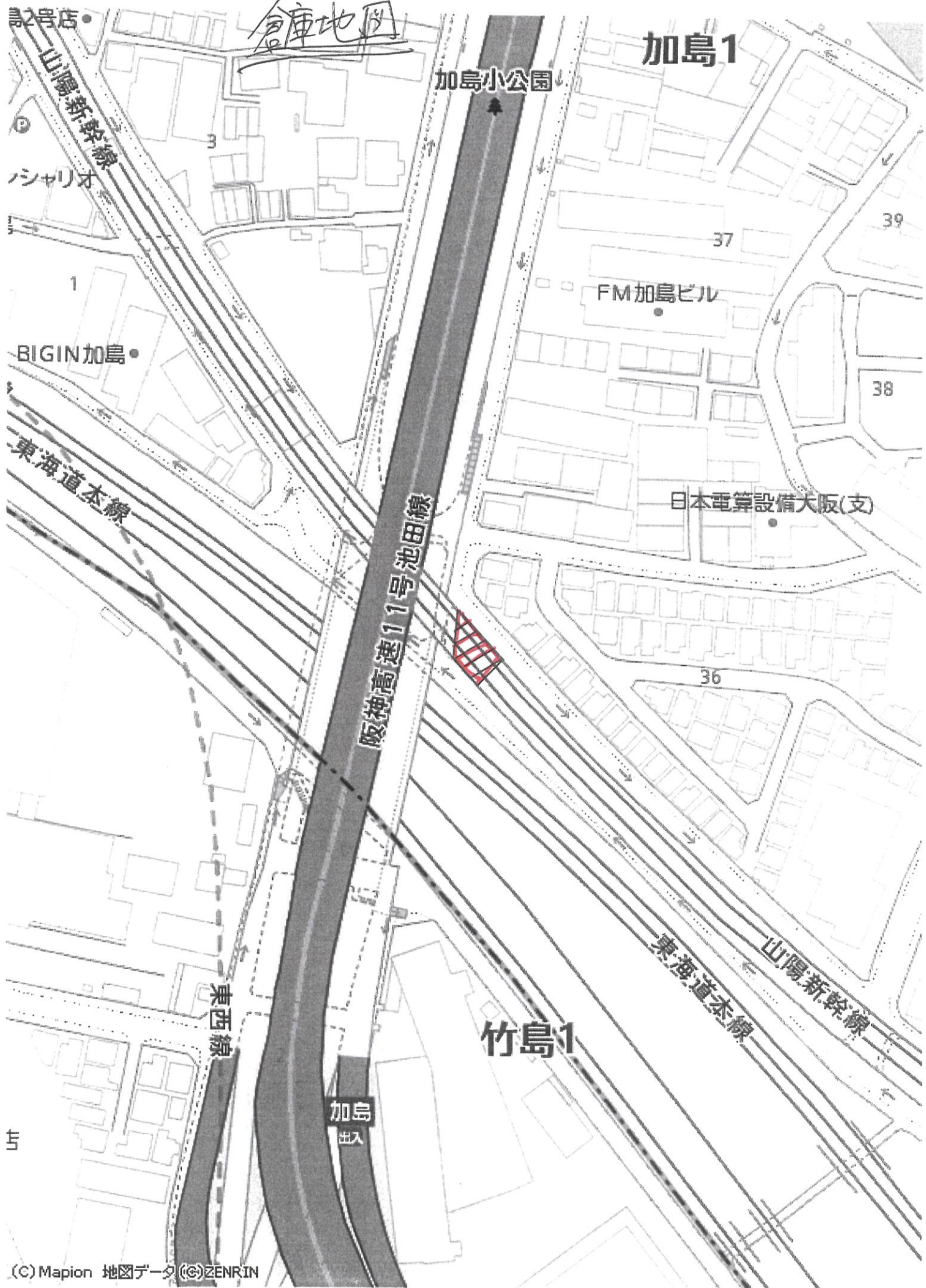
第三丸善ビル 7階 G号室







倉庫地区



加島1

加島小公園

FM加島ビル

日本電算設備大阪(支)

阪神高速11号池田線

竹島1

加島
出入

BIGIN 加島

記号店

ハンパリオ

東西線

5

((倉庫の写真)) 大阪市淀川区加島1-36



大阪市淀川区加島1-36 倉庫内部

